

第108回 六月定時総会議案書

日 時 令和4年6月4日(土) 午後3時30分

【会場参加】

場 所 ウェスティン都ホテル京都
京都市東山区栗田口華頂町1
TEL. 075-771-7111

【オンライン参加】

Zoom ミーティングID 895 8850 1133
パスコード 20220604



近畿青年税理士連盟

(お願い) この総会議案書は予備がありませんので、総会にご出席の際
ご持参下さいますようお願いいたします。

総 会 次 第

1. 開 会 の こ と ば

2. 来 賓 の 紹 介

3. 議 長 選 出

4. 議 事 録 署 名 人 指 名

5. 議 案 審 議

第1号議案 次期幹事追加承認の件

第2号議案 令和3年度事業報告並びに収支計算書
及び財産目録承認の件

第3号議案 令和4年度事業計画及び収支予算案
承認の件

第4号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び
会計監事候補者選任の件

6. 代 表 幹 事 退 任 の 挨拶

7. 公 印 引 継 式

8. 新代表幹事就任の挨拶

9. 来 賓 ご 祝 辞

10. 閉 会 の こ と ば

第 1 号議案 次期幹事追加承認の件

次期幹事に次の者を追加する。

和歌山県支部 高垣 英紀

第2号議案 令和3年度事業報告並びに収支計算書 及び財産目録承認の件

I 令和3年度事業報告

1. 事業報告

概況

本年度は「次世代へ繋ぐための再構築」をテーマに掲げ、依然としてコロナ禍の収束の兆しが見えない中、オンライン会議システムを全面的に利用した活動を行った。

以下、令和3年度事業計画に基づく各事業の概要を報告する。

(1) 税理士制度・税制

①税理士制度

日本税理士会連合会（以下、「日税連」）制度部において足掛け5年に及ぶ令和4年度税理士法改正の議論が終盤に差し掛かる中、その先にある更なる法改正を意識して、まずは前年度に取りまとめた「税理士試験制度についての報告書」について更なる議論及び意見集約を行った。そして、令和3年10月26日に近畿税理士会（以下、「近税会」）制度部へ「税理士試験制度についての意見書」を提出した。また、令和4年4月には同志社大学法学部の元教授である田中治先生を講師に迎え「真に国民のための税理士制度であるためには」というテーマで研修会を行い、税理士制度の変遷をたどりながら、今一度、私たち連盟が目指すべき納税者のための税理士制度について考えを深めた。

②税制

本年度は、これまで毎年行っていた近税会調査研究部へ提出するための連盟としての「税制改正に関する意見書」の作成は行わなかったが、全国青年税理士連盟（以下、「全青税」）法対策部において作成する日税連へ提出するための「税制改正意見書」に連盟としての意見を反映させるべく、積極的に取り組んだ。それによって、従来から連盟と全青税での活動内容が重なっていた部分や税制に対する意見の違いなどを整理することができた。

③全青税研究発表

令和2年度まで開催されていた全青税秋季シンポジウムが令和4年度より全青税全国大会と同時開催することとなったため、本年度は、令和4年8月に開催が予定されている全青税全国大会における研究発表へ向けた論文作成に取り組んだ。全青税研究発表のテーマである「税法」という大きな枠の中から、連盟ではその研究テーマを「所得控除」とし、人的控除と物的控除についてその制度趣旨や問題点等について考察することで現状に合致しない所得控除制度や創設時からの役目を終えたと考えられる所得控除制度については、改正や廃止が必要であると主張した。また、令和4年8月7日に神奈川にて開催が予定されている研究発表当日に向けて、発表形態等を検討し連盟次期執行部と連携を取りながら進めた。

(2) 組織活動・組織運営

①組織活動

本年度も引き続きコロナ禍の影響により近税会の証票伝達式がすべてオンラインで開催されたため、新規税理士登録者に対して連盟活動を紹介するリーフレット及び入会案内等の資料を直接配布することは叶わなかった。少しでも連盟のことを知ってもらい新入会員獲得のチャンスに繋げるために、「近畿税理士界」に掲載される新入税理士会員の情報を基にリーフレット等の資料を送付した。新規入会者の獲得に少しずつ繋がりはじめており、置かれた状況下で何ができるかを考え行動した。

毎年各支部で開催している新年互礼会・新合格者祝賀会については、参加案内書を作成し新入税理士会員向けの発送物へ同封した。コロナ禍により大原簿記専門学校や資格の学校TACでは合格者祝賀会は行われなかったが、東京青年税理士連盟の協力のもと、両校の合格者に対して連盟を紹介するパンフレットを送付することができた。また、資格の学校TACが配信する合格者向けのメールには、連盟ホームページの合格者祝賀会情報のリンクを掲載していただくことで周知を徹底した。加えて、昨年度と同様に資格の学校TACのなんば校・梅田校・神戸校・京都校を訪問し、新合格者への案内書の配布及び閲覧を依頼し、ご対応いただいた。

支部間の交流を目的として、令和4年4月21日（木）にザ・カントリークラブにて第2回連盟ゴルフコンペを開催した。平日開催ということで参加者が限られてしまう面はあるが、支部間での貴重な交流の時間となった。

②組織運営及び検討

本年度は連盟組織検討委員会を設置し、規約改正・組織運営・活動内容の3つの視点から、次世代へ繋ぐために今後連盟はどうあるべきかを考え、意見を出し合った。特に若手会員や新規入会者の減少により、支部活動において一定の経験を積んだ後に連盟活動に取り組むという段階的な流れを構築することが難しくなっている現状を考慮し、年齢に関する規約改正を行った。具体的には、連盟規約第3条（会員）1項1号における正会員の年齢を40歳以下から45歳以下に引き上げ、また連盟規約第6条（代表幹事の選任）において、代表幹事の年齢を45歳から50歳へ引き上げた。さらに、6支部の地域差などを背景として正会員数の増加が見込めず支部活動の維持が難しくなっている支部については、連盟との連携等を円滑に行えるよう新たに連盟規約第17条の2（小規模支部管理運営委員会の設置）を設けた。以上の連盟規約改正については令和4年4月に開催した第107回四月定時総会にて承認可決された。

(3) 広報活動

対外的な広報として、ホームページ上で各支部が実施する認定研修の開催案内を随時掲載した。また、ホームページ上に合格者祝賀会の特集ページを作成しリンクを設けることで、新合格者がアクセスしやすい状況を作り出した。

対内的には、例年同様、会報誌「近畿青税」を年3回発行し、連盟の活動を掲載した。また、連盟各支部がその独自性を活かして行う認定研修については、会場参加型とオンライン配信の併用が常態化したことを受けて、毎月一定の時期に連盟が取りまとめた認定研修の開催案内を各支部会員へ向けて配信することで、会員にとっての研鑽の機会が増えるように取り組んだ。

(4) 全国青年税理士連盟における活動

今年度は、連盟より全青税経理部長に土肥豊会員、組織部長に山田隆一会員、税理士制度対策委員長に水野朝太郎会員、日税連担当委員長に富川和将会員が就任し、主要なポストに連盟会員を数多く輩出することとなった。依然として続くコロナ禍の影響によりオンライン会議システムを積極的に活用した活動が行われたが、近畿圏で理事会が開催される時にはオンライン会議システムの設備協力等を通じて積極的にサポートをした。現地参加がためられる状況が続いたことにより今年度も連盟から積極的に現地参加をすることはなかったが、各々が全青税の存在意義を強く感じるからこそ毎回オンラインの画面上に多くの連盟会員の姿を確認することができた。

(5) 近畿税理士会への対応

令和3年6月に行われた近税会第57回定期総会では、連盟執行部及び各支部長が質問を行った。前年度に引き続き質問については事前にメールにて近税会へ送付する形式で行われ、また、当日の会場参加は叶わず、オンライン配信を視聴するだけとなった。代表幹事としては、役員選挙の手続き全般における見直しや選挙区と定数の見直しへの要望について回答を求めた。また、小西制度部長や各支部長からは、税理士法第2条の3創設案への反対意見や税理士試験制度に対する意見など税理士法に関する質問を中心に回答を求めた。

また、定期総会の場において大勢の前で質問をして意見を述べるという経験は、連盟活動だけではなく人間的な成長にも繋がるのではないかと考えるため、近税会理事である立場を活かし、近税会理事会において、質問者については会場参加を認めてもらえるように要望をした。

令和3年11月19日（金）に近畿税理士会館にて行われた近税会執行部との懇談会では、定期総会に引き続き、税理士法第2条の3創設に関する事項や受験資格要件などの税理士法に関する事項を中心に、会務参加意識や研修受講に関する事項、電子取引への対応などについて議論をし、連盟としての要望を伝えた。

また、連盟執行部および各支部で協力をしながら毎回の理事会を視聴することで会務運営を把握し、その動向を注視した。代表幹事としては理事である立場を活用して、青税推薦役員の方々と事前ミーティングの時間をもち、理事会にて発言するとともにあらゆる情報を吸収し会員へ還元するように努めた。

以上、各事業の概況を報告した。

(6) 最後に

連盟初の二期連続代表幹事の務めをようやく終えることとなりました。令和2年度から引き続き令和3年度も、会員の皆様からは多大なるご支援を賜り心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

本年度こそはコロナ禍の状況が緩和されれば、という思いを胸に二期目の執行部をスタートさせましたが、結局のところ思い描いたような連盟活動ができなかったことは非常に心残りです。しかし、私に二期目の代表幹事を託してくださった会員の皆様には、本当に感謝の気持ちで一杯です。二期目のチャンスが与えられた代表幹事として、これからの連盟のために何ができるかを考え、そのひとつ

の形として規約改正という大きな事柄に取り組んでまいりました。規約改正だけでなく、連盟活動そのものの見直しや可能性を検証するために、例年と違って制度部の活動を少し緩やかにしましたが、今後連盟執行部を担っていく世代の方にとって、私のようなやり方もあり過去にとらわれず思うようにやれば良いということが少しでも伝われば、二期代表幹事を務めた甲斐があったのではないかと考えています。今年度の連盟執行部で決断したことの結果が出る時期はもう少し先になると思いますが、1日も早くコロナ禍が収束し、親睦と研鑽の両方を兼ね備えた連盟の魅力を最大限に引き出した活動を存分に行える日が来ることを願っています。

会員の皆様には引き続き次年度執行部に対して更なるご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本当にこの2年間ありがとうございました。

第57代 代表幹事 藤原 功子

2. 会員の状況

区分	大阪		京都		兵庫県		和歌山県		奈良県		滋賀県		合計	
	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特	正	特
R3.5.1 現在	9	191	66	307	21	172	10	63	1	38	35	86	142	857
	200		373		193		73		39		121		999	
入会者数	1	6	1	1	3	3	0	0	0	0	3	0	8	10
	7		2		6		0		0		3		18	
退会者数	3	14	4	22	2	10	0	2	0	1	3	2	12	51
	17		26		12		2		1		5		63	
R4.4.30 現在	7	183	63	286	22	165	10	61	1	37	35	84	138	816
	190		349		187		71		38		119		954	
特別会員移行	14	△14	39	△39	26	△26	1	△1	5	△5	21	△21	106	△106
R4.5.1 現在	21	169	102	247	48	139	11	60	6	32	56	63	244	710
	190		349		187		71		38		119		954	

(注) R4.4.30現在までの正会員とは、改正前連盟規約第3条により事業年度開始の日において満40歳以下の者をいう。

R4.5.1現在の正会員とは、改正後連盟規約第3条により事業年度開始の日において満45歳以下の者をいう。

(注) 大阪支部 期首会員数訂正 (正会員 0 特別会員 △1)

3. 諸会議の開催回数

総	会	2回		
幹	事	会	13回	
制	度	部	会	12回
代表幹事候補者推薦委員会			4回	

4. 総会に関する事項

(1) 第106回六月定時総会

令和3年6月5日 ホテルメルパルク大阪（Zoom併用開催）において、第106回六月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	46人（会場参加12人、Zoom参加34人）
	議長	三谷 智 会員
議 案	第1号議案	令和2年度事業報告並びに収支計算書及び財産目録承認の件
	第2号議案	令和3年度事業計画及び収支予算案承認の件
	第3号議案	全国青年税理士連盟副会長、理事及び会計監事候補者選任の件

第1号議案、第2号議案、第3号議案全て原案通り承認可決された。

(2) 第107回四月定時総会

令和4年4月9日 TKPガーデンシティ新大阪（Zoom併用開催）において、第107回四月定時総会を開催し、下記の議案を審議した。

	出席会員	36人（会場参加25人、Zoom参加11人）
	議長	坂本 和穂 会員
議 案	第1号議案	連盟規約一部改正承認の件
	第2号議案	次期幹事及び次期会計監事選任の件
	第3号議案	次期代表幹事及び次期副代表幹事選任の件

第1号議案、第2号議案は原案通り承認可決された。第3号議案は上程案一部差し替えの上、承認可決された。

近畿青年税理士連盟
令和4年度 役員

① 幹事及び会計監事

幹 事 (66名)

支 部 名	氏 名			
大 阪	阿乘 栄美	今元 明彦	上田 寛実	可児 良昭
	清本 敏弘	小西 伸幸	笹田 淳	富川 和將
	松本 智子	宮本 智弘	室田 昌克	安田 浩二
	山西 賢宏	吉竹 慶次	吉村 景浩	
京 都	東 紘太郎	伊島 悠	伊庭 健裕	大橋 裕幸
	片岡 卓也	川野 智也	河原林史親	神村 康生
	島津 有希	多胡勘九郎	堤 博顕	中村 和弘
	野村 政史	原 謙介	廣瀬 翼	水野朝太郎
	山田 隆一	米田 祐馬		
兵 庫 県	浅見 太郎	板倉 宏之	井上 拓哉	川内 優介
	小山 裕右	住友 泰輔	立花 義通	辻田 学
	中西 博子	中村 智樹	野間 貴久	濱田 誠二
	東田 慶国	平田 亮	藤原 功子	松藤 健一
和 歌 山 県	島 紀郎	玉置 康人	田村 朋也	中 慎之介
	山本 和生	和田 全史		
奈 良 県	金田 紘典	黒田 智紀	黒田 佳紀	堀井 亮良
	吉村 浩至			
滋 賀 県	石井 重洋	澤田 匡央	西村 純史	堀井 慧
	松岡 楓	渡部 浩和		

会計監事 (6名)

大 阪	京 都	兵 庫 県	和 歌 山 県	奈 良 県	滋 賀 県
宅野 善郎	南 篤志	鳴瀬 晴規	山本圭位子	三瀬 義男	川上 泰裕

② 代表幹事及び副代表幹事

	支 部 名	氏 名
代 表 幹 事 (1名)	京 都	野 村 政 史
副 代 表 幹 事 (5名)	大 阪	上 田 寛 実
	京 都	伊 島 悠
	兵 庫 県	辻 田 学
	和 歌 山 県	島 紀 郎
	滋 賀 県	堀 井 慧

5. 幹事会に関する事項（審議事項及び協議事項のみを記載）

(1) 令和3年6月5日 第1回幹事会

於：ホテルメルパルク大阪（WEB併用）

出席者23人

総務部

1. 六月定時総会の進行表の件
2. 総会就任案内送付の件
3. 近税会総会議案の賛否の件

制度部

1. 2022年全国大会テーマの件

総務部・協議事項

1. 幹事の分掌について

(2) 令和3年7月9日 第2回幹事会

於：連盟事務局（WEB併用）

出席者18人

総務部

1. 近税会執行部との懇談会の件

総務部・協議事項

1. 名簿掲載について

組織部・協議事項

1. 今後の新会員獲得について（継続協議）

広報部・協議事項

1. 各支部研修案内フォーマットについて

連盟組織検討委員会・協議事項

1. 委員会の開催日程について

(3) 令和3年8月20日 第3回幹事会

於：WEB

出席者23人

総務部

1. 会費未納会員の退会勧告の件

組織部・協議事項

1. 今後の新会員獲得について（継続協議）

広報部・協議事項

1. 各支部研修案内フォーマットについて

連盟組織検討委員会・協議事項

1. 委員会の開催日程について

- (4) 令和3年9月17日 第4回幹事会
於：WEB 出席者17人
総務部
1. 会員名簿の連盟ホームページ公開の件
2. 期首会員数訂正に伴う連盟会費精算の件
制度部・協議事項
1. 税理士試験制度についての意見書について
組織部・協議事項
1. 近畿青税ゴルフコンペについて
2. 今後の新会員獲得について（継続協議）
- (5) 令和3年10月15日 第5回幹事会
於：連盟事務局（WEB併用） 出席者17人
制度部
1. 税理士試験制度についての意見書の件
制度部・協議事項
1. 全国大会論文について
組織部・協議事項
1. 近畿青税ゴルフコンペについて
2. 今後の新会員獲得について（継続協議）
- (6) 令和3年11月12日 第6回幹事会
於：連盟事務局（WEB併用） 出席者17人
組織部・協議事項
1. 近畿青税ゴルフコンペについて
2. 今後の新会員獲得について（継続協議）
連盟組織検討委員会・協議事項
1. 規約改正案について
- (7) 令和3年12月10日 第7回幹事会
於：連盟事務局（WEB併用） 出席者15人
組織部
1. 近畿青税ゴルフコンペの案内文の件
連盟組織検討委員会
1. 連盟規約一部改正承認の件（第3条、第6条関係）
総務部・協議事項

1. シンポジウム論文の発行媒体について

組織部

1. 今後の新会員獲得について（継続協議）
2. TAC各校への挨拶まわりについて

連盟組織検討委員会・協議事項

1. 連盟規約一部改正承認について（第9条、第17条の2関係）

(8) 令和4年1月14日 第8回幹事会

於：連盟事務局（WEB併用）

出席者17人

総務部・協議事項

1. 四月定時総会の案内文について
2. 四月定時総会の議案書について
3. 青税推薦役員との懇談会の開催について

組織部・協議事項

1. 近畿青税ゴルフコンペについて

連盟組織検討委員会・協議事項

1. 連盟規約一部改正承認について（第9条、第17条の2関係）

(9) 令和4年2月10日 第9回幹事会

於：WEB

出席者15人

総務部

1. 四月定時総会の案内文の件
2. 四月定時総会の議案書の件
3. 青税推薦役員との意見交換会・懇親会の事前告知文の件

制度部

1. 四月定時総会前制度部例会の案内文の件

連盟組織検討委員会

1. 連盟規約一部改正承認の件（第17条の2関係）

総務部・協議事項

1. 六月定時総会の会場について

制度部・協議事項

1. 全国大会論文について

組織部・協議事項

1. 近畿青税ゴルフコンペについて

(10) 令和4年3月18日 第10回幹事会

於：WEB

出席者18人

総務部

1. 青税推薦役員との意見交換会・懇親会の案内文の件

制度部

1. 全国大会論文の件

総務部・協議事項

1. 4/9連盟幹事会の開催方法及び開催時間等について
2. 6/4連盟六月定時総会の開催案内及び来賓の有無について

組織部・協議事項

1. 近畿青税ゴルフコンペについて

(11) 令和4年4月9日 第11回幹事会

於：TKPガーデンシティ新大阪（WEB併用）

出席者23人

総務部

1. 六月総会の開催方法及び内容の件

総務部・協議事項

1. 執行部六月定時総会事業報告等について
2. 新執行部六月定時総会事業計画等について

(12) 令和4年4月22日 第12回幹事会（第1回 新旧合同）

於：連盟事務局（WEB併用）

出席者21人

総務部・協議事項

1. 旧執行部六月定時総会事業報告等の件
2. 新執行部六月定時総会事業計画等の件
3. 奈良県支部からの小規模支部管理運営委員会設置の申し出について
4. 青税推薦役員との意見交換会について

(13) 令和4年5月2日 第13回幹事会（第2回 新旧合同）

於：連盟事務局（WEB併用）

出席者23人

総務部

1. 小規模支部管理運営委員会設置の件
2. 旧執行部六月定時総会事業報告等の件
3. 新執行部六月定時総会事業計画等の件

6. 各部活動以外に関する事項

(1) 近税会第57回定期総会 事前対策会議

令和3年5月24日	於：WEB	出席者14人
令和3年5月31日	於：WEB	出席者16人
令和3年6月5日	於：WEB	出席者14人

(2) 近税会執行部との懇談会 事前対策会議

令和3年10月4日	於：WEB	出席者9人
令和3年10月22日	於：WEB	出席者12人
令和3年11月9日	於：WEB	出席者13人
令和3年11月19日	於：連盟事務局（WEB併用）	出席者12人

(3) 近税会執行部との懇談会

令和3年11月19日 於：近畿税理士会館

出席者（近畿税理士会）

杉田 宗久（会 長）	石原 健次（副 会 長）	永橋 利志（副 会 長）
那須 弘敬（副 会 長）	富村 将之（副 会 長）	野村秀次郎（副 会 長）
植木 心一（副 会 長）	小畑 雅人（副 会 長）	相間 宏章（専務理事）
秦 雅彦（専務理事）	辻本 典彦（専務理事）	岡本 正（総務部長）
岩本 武士（研修部長）	阪 広久（業務対策部長）	
市木 雅之（制度部長）	榮村 聡二（網紀監察部長）	
神田 有啓（登録調査委員長）		計17人

連盟出席者12人

(4) 青税推薦役員との意見交換会（近税立志会との共催）

令和4年4月25日	於：OMM会議室（WEB併用）	役員出席者14人
		連盟出席者18人

(5) 近税会理事会参観

令和3年7月5日	於：大阪中央公会堂	出席者3人
令和3年7月28日	於：WEB	出席者7人
令和3年9月22日	於：WEB	出席者8人
令和3年10月27日	於：WEB	出席者8人
令和3年11月24日	於：近畿税理士会館（WEB参観）	出席者7人
令和4年1月21日	於：WEB	出席者8人

令和4年2月15日 於：WEB

出席者4人

令和4年3月28日 於：WEB

出席者8人

令和4年4月25日 於：WEB

出席者14人

【参考】

令和4年5月24日 於：近畿税理士会館（WEB参観）

出席者 人

7. 各部に関する事項

(1) 総務部 安田 浩二

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及びその他会務の円滑な運営を行うため、以下の活動を行った。

- ① 近畿税理士会その他各種団体との連絡協議を行った。
- ② 事務局の運営管理を行った。
- ③ 各種文書の発受信及び管理を行った。
- ④ 近畿税理士会へ認定研修の届出、報告を行った。
- ⑤ 会員に対する弔事連絡及び対応を行った。
- ⑥ 弔事マニュアルを更新した。
- ⑦ 支部間の交流を深め、各支部の情報交換を促進した。
- ⑧ グループウェア（E-DESK）の管理・運用を行った。
- ⑨ WEB会議アプリケーション（Zoom）を使用したWEB会議による幹事会及び総会を開催した。
- ⑩ 青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通に努め、連盟として全青税の活動を支援することを目的として、組織部と協力し全青税理事会、その他全青税事業に積極的に参加した。

(ア) 全国青年税理士連盟 理事会

令和3年6月20日	於：WEB	出席者15人
令和3年7月11日	於：新大阪丸ビル別館（WEB併用）	出席者15人
令和3年8月21日	於：WEB	出席者15人
令和3年9月11日	於：WEB	出席者10人
令和3年10月9日	於：ワイム貸会議室御茶ノ水（WEB併用）	出席者11人
令和3年11月13日	於：ウエスタ川越（WEB併用）	出席者11人
令和3年12月12日	於：新大阪丸ビル別館（WEB併用）	出席者12人
令和4年1月23日	於：WEB	出席者11人
令和4年2月12日	於：山崎製パン企業年金基金会館（WEB併用）	出席者12人
令和4年3月26日	於：ハートフルスクエアG（WEB併用）	出席者11人

【参考】

令和4年5月7日	於：仙都会館（WEB併用）	出席者15人
----------	---------------	--------

(イ) 日本税理士会連合会役員との懇談会

令和3年12月4日 於：WEB 出席者2人

(ウ) 日本税理士会連合会 定期総会傍聴

令和3年7月20日 於：帝国ホテル（LIVE配信） 出席者 一人

(エ) 日本税理士会連合会 理事会傍聴

令和3年6月23日	於：シェラトン都ホテル	出席者	0人
令和3年9月29日	於：WEB	出席者	3人
令和3年12月22日	於：東京マリオットホテル	出席者	2人
令和4年3月24日	於：WEB	出席者	2人

(オ) 日本税理士政治連盟 定期大会

令和3年9月30日	於：日本税理士会館 (LIVE配信)	出席者	2人
-----------	--------------------	-----	----

⑪ 業務サポート委員会 委員長：黒田 佳紀

(ア) 会員名簿の作成

会員名簿を作成し、ホームページの会員専用コンテンツ上に掲載した。

(イ) ホームページの更新

ホームページ上に新年互礼会の特設ページを作成した。

⑫ 経理：玉置 康人

(ア) 計算書類の作成

令和3年度収支予算案及び収支計算書を作成した。

(イ) 経理業務の運営

資金管理及び予算管理を適正に実施した。

(2) 制度部 小西 伸幸

① 税理士制度

(ア) 意見書の提出

令和3年10月26日に「税理士試験制度についての意見書」を近税会制度部に提出した。

② 全国大会論文

(ア) 全国大会論文の執筆

令和4年4月27日 全国青年税理士連盟へ提出
論文テーマ「所得控除のあり方の検討」

③ 部会の開催

令和3年7月1日	於：WEB	出席者	12人
令和3年7月20日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	14人
令和3年8月23日	於：WEB	出席者	11人
令和3年9月13日	於：WEB	出席者	12人

令和3年10月5日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	9人
令和3年11月1日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	11人
令和4年1月7日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	9人
令和4年1月24日	於：WEB	出席者	10人
令和4年2月7日	於：WEB	出席者	9人

【参考】

令和4年5月10日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	10人
令和4年5月26日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	人
令和4年6月1日	於：連盟事務局およびWEB	出席者	人

④ 制度部例会の開催

令和4年4月9日 於：TKPガーデンシティ新大阪（WEB併用）

「真に国民のための税理士制度であるためには」

講師：田中 治 先生 大阪府立大学名誉教授・元同志社大学教授

出席者 36人

(3) 組織部 笹田 淳

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また会員数の増加に繋げるために以下の活動を行った。

① 証票伝達式がオンラインで開催されることになったため、連盟リーフレットの配布ができなくなったことから新人税理士会員に対して代表幹事挨拶文および連盟リーフレットを郵送した。

② 東京青年税理士連盟と連携し、大原簿記専門学校のご協力のもと、税理士試験合格者に対して各支部の新年互礼会・新合格者祝賀会案内チラシおよび連盟リーフレットの郵送をしていただいた。

③ 資格の学校TACなんば校、梅田校、神戸校、京都校の各校に訪問し、協力をしていただき、税理士試験合格者に対して各支部の新年互礼会・新合格者祝賀会案内チラシおよび連盟リーフレットの配布をしていただいた。

④ 会員相互の親睦を図るために前年に引き続き第2回近畿青年税理士連盟ゴルフコンペを開催した。

令和4年4月21日 於：ザ・カントリークラブ

出席者 20名

(4) 広報部 竹代 慶吾

連盟活動を広報するために以下の活動を行った。

① 広報誌「近畿青税」を次のとおり、3回発行した。

No.250 令和3年8月31日発行

- ・巻頭言 代表幹事 就任挨拶
- ・新部長・委員長の顔ぶれ
- ・新支部長の顔ぶれ
- ・連盟総会に参加して 大阪支部 富川 和將会員
- ・幹事会報告（第1回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

No.251 令和4年1月1日発行

- ・巻頭言 代表幹事 年頭所感
- ・支部活動報告
(大阪支部・京都支部・兵庫県支部・滋賀県支部・奈良県支部)
- ・近畿税理士会執行部との懇談会 大阪支部 清本 敏弘会員
- ・全国青年税理士連盟 第54回岐阜大会 大阪支部 小西 伸幸会員
- ・幹事会報告（第2～6回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

【参考】

No.252 令和4年5月31日発行予定

- ・巻頭言 代表幹事 退任挨拶
- ・各部長・委員長 退任挨拶
- ・各支部長 退任挨拶
- ・支部活動報告
(和歌山県支部)
- ・幹事会報告（第7～11回幹事会）
- ・編集後記「路地裏」

- ② ホームページ管理運営委員会 委員長：大黒 将範
ホームページにおいて連盟及び連盟各支部の紹介、認定研修などの告知を行った。さらに、会員専用コンテンツにおいて過去の広報誌などを閲覧できるようにアーカイブの作成を行った。
- ③ 連盟の主張・提言を会員外にも広報するため、広報誌「近畿青税」を下記の諸団体及び近畿圏の主な新聞社に送付した。
- ・近畿税理士会
 - ・全国青年税理士連盟及び各単位会
 - ・全国女性税理士連盟
 - ・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞・産経新聞の大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山に所在する主な本社・総局・支局及び日本経済新聞大阪本社

(5) 連盟組織検討委員会

規約改正担当委員長：東 紘太郎

組織運営担当委員長：辻田 学

活動内容担当委員長：和田 泰裕

次世代へ繋ぐために、連盟組織の在り方について各支部の意見を集約しながら、規約のみならず組織運営方法や具体的な活動内容について見直すために以下の活動を行った。

① 委員会の開催

令和3年8月2日 於：WEB 出席者 13名

令和3年9月7日 於：WEB 出席者 13名

令和3年11月2日 於：WEB 出席者 12名

令和3年12月2日 於：WEB 出席者 8名

② 奈良県支部会員と意見交換会・懇談会を行った。

令和3年10月11日 於：アクティ奈良（WEB併用） 出席者 13名

8. 代表幹事候補者推薦委員会に関する事項

委員長 辻田 学

令和3年9月1日 連盟「代表幹事候補者推薦規則」第2条「委員会の設置」に基づき、各支部推薦1名及び前3期代表幹事で構成する代表幹事候補者推薦委員会の委員が、代表幹事より、それぞれ委嘱された。

大阪支部	上田 寛実会員
京都支部	伊庭 健裕会員
兵庫県支部	濱田 誠二会員
和歌山県支部	島 紀郎会員
滋賀県支部	東郷 鐘吾会員
前3期代表幹事	辻田 学会員
	和田 泰裕会員
	森岡 崇会員

令和3年9月17日 第1回代表幹事候補者推薦委員会をZoom会議室において開催し、委員長に辻田学会員が就任した。

令和3年10月15日 第2回同委員会をZoom会議室において開催し、推薦者の選考を行った。

令和3年11月12日 第3回同委員会をZoom会議室において開催し、推薦者の選考を行った。

令和3年12月2日 京都支部の野村政史会員から、立候補の申し出があった。

令和3年12月10日 第4回同委員会をZoom会議室において開催し、当委員会は京都支部の野村政史会員を推薦することを決定した。

同日に開催された連盟幹事会において、連盟「推薦規則」第5条3項「推薦の通知」に基づき、代表幹事候補者一名を推薦することを、代表幹事に報告した。

令和3年12月10日 連盟幹事会において代表幹事推薦候補者を決定した旨を報告し、代表幹事の推薦書を各支部発送に封入することを決定した。

令和4年4月9日 第107回四月定時総会において経過を報告し、連盟規約第6条の要件を満たす会員の中より立候補する者を募ったところ、立候補者はなく、満場一致で野村政史会員が第58代代表幹事として承認された。

当委員会は、四月定時総会の終了をもって任を解かれた。

以上の通り、令和3年度の事業報告をいたします。

II 令和3年度収支計算書及び財産目録承認の件

一般会計 収支計算書

自 令和3年5月1日

至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘要
I. 会費	18,000,000		18,000,000	17,919,000	81,000	会員数999人*① 大阪支部 18,000×200人-45,000*② = 3,555,000 京都支部 18,000×373人 = 6,714,000 兵庫県支部 18,000×193人 = 3,474,000 和歌山県支部 18,000×73人-18,000*③ = 1,296,000 奈良県支部 18,000×39人 = 702,000 滋賀県支部 18,000×121人 = 2,178,000 計 ×999人 = 17,919,000
II. 雑収入	530,000		530,000	511,799	18,201	*①大阪支部 期首会員数訂正により1人減 *②大阪支部 会員3人期中死亡退会により会費減額 *③和歌山県支部 会員1人期中死亡退会により会費減額 大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 1,720 預金利息 79 近畿税理士会より 連盟六月総会のご祝儀 30,000 計 511,799
前年度繰越金	8,325,540		8,325,540	8,325,540	0	
合計	26,855,540	0	26,855,540	26,756,339	99,201	

(支出の部)

(単位：円)

科目	当初予算額	相互流用額	予算現額(A)	決算額(B)	差異(A)-(B)	摘要
I. 支部交付金	6,600,000		6,600,000	6,576,000	24,000	各支部交付金 6,000×996人*④ = 5,976,000 定額交付金 100,000×6支部 = 600,000 計 6,576,000 *④大阪支部 期首会員数訂正により1人減 会費全額免除者(大阪支部2人、和歌山県支部1人)は含めない
II. 事業活動費	8,350,000	0	8,350,000	4,237,785	4,112,215	
(1)総務部費	6,250,000	0	6,250,000	3,163,314	3,086,686	
①事務局運営費	1,350,000		1,350,000	1,350,494	△494	家賃・電気代
②会員名簿	300,000		300,000	0	300,000	会員名簿作成代 当年度はなし
③総会費	1,100,000		1,100,000	1,056,660	43,340	R3年6月定時総会議案書作成・会場費 R4年4月総会議案書作成・会場費
④通信費	180,000		180,000	120,577	59,423	郵送料、電話代、E-DESK年間契約料等
⑤消耗品費	110,000		110,000	35,594	74,406	コピー代等
⑥会議費	250,000		250,000	88,550	161,450	幹事会等会場費等
⑦全青税対策費	2,600,000		2,600,000	338,402	2,261,598	全青税理事会他出席交通費
⑧雑費	360,000		360,000	173,037	186,963	慶弔費、振込手数料他
(2)制度部費	400,000		400,000	250,796	149,204	会議室賃料、コピー代、講師謝金他
(3)組織部費	500,000		500,000	241,298	258,702	連盟リーフレット印刷代、発送代
(4)広報部費	900,000		900,000	572,477	327,523	「近畿青税」印刷代、HP運用サポート費
(5)連盟組織検討委員会費	300,000		300,000	9,900	290,100	会場費
III. 全青税分担金	4,569,600		4,569,600	4,569,600	0	全青税分担金 6,400×714人=4,569,600
IV. 予備費	7,335,940		7,335,940	0	7,335,940	
合計	26,855,540	0	26,855,540	15,383,385	11,472,155	
次年度繰越金	0	0	0	11,372,954		

一般会計 財産目録

令和4年4月30日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
(資産の部)		
普通預金	1,088,487	みずほ銀行 京都支店 No.1493016
普通預金	10,271,027	紀陽銀行 東和歌山支店 No.2053452
仮払金	13,440	総務部費精算誤り分
合計	11,372,954	
(負債の部)		
合計	0	
差引正味財産	11,372,954	

事務局特別会計 収支計算書

自 令和3年5月1日
至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	4	△ 4	貯金利息 通常 4
前年度繰越金	453,379	453,379	0	
合 計	453,379	453,383	△ 4	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差異(A)-(B)	摘 要
雑 費	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	
次年度繰越金	453,379	453,383	△ 4	

事務局特別会計 財産目録

令和4年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
通常郵便貯金	453,383	郵便局 No14130-7364761
合 計	453,383	
(負債の部)		
合 計	0	
差引正味財産	453,383	

税理士制度改善特別会計 収支計算書

自 令和3年5月1日

至 令和4年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異(A)-(B)	摘 要
雑 収 入	0	702	△ 702	貯金利息 通常 0 定額 702円
前年度繰越金	2,525,466	2,525,466	0	
合 計	2,525,466	2,526,168	△ 702	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 異(A)-(B)	摘 要
合 計	0	0	0	
次年度繰越金	2,525,466	2,526,168	△ 702	

税理士制度改善特別会計 財産目録

令和4年4月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
(資産の部)		
通常郵便貯金	120,039	郵便局 No14110-62605081
定額郵便貯金	1,403,575	郵便局 No14110-62605081-3 預入 26.04.03
定額郵便貯金	1,002,554	郵便局 No14110-62605081-4 預入 26.04.03
合 計	2,526,168	
(負債の部)		
合 計	0	
差引正味財産	2,526,168	

以上のとおり報告します。

令和4年6月4日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 藤原 功子

上記を監査した結果、適正なることを確認します。

令和4年5月2日

近畿青年税理士連盟

会計監事 本倉 淳子

会計監事 中村 和弘

会計監事 浅見 太郎

会計監事 藤原 光男

会計監事 三瀬 義男

会計監事 中尾 亮太

第3号議案 令和4年度事業計画及び収支予算案 承認の件

I 令和4年度 事業計画

近畿青年税理士連盟

代表幹事 野村 政史

一心同体の団結で未来へ繋ぐ

1. 基本方針

コロナウイルスが蔓延して2年が経つがいまだ収束の兆しがみえず、前年度に引き続き令和4年度もコロナ禍でのスタートとなった。コロナウイルスが猛威を振るう中、環境変化に適応するためオンライン化・デジタル化が急速に進み、令和4年3月22日に成立した改正税理士法では税理士業務の電子化等の推進が追加され、日本税理士会連合会（以下、「日税連」）ではコロナ後の新しい社会を見据え税理士業務のICT化推進を明確にするなど、驚異的なスピードでICT化の波が押し寄せている。近畿税理士会（以下、「近税会」）においても感染拡大防止の観点から理事会や部・委員会の活動にオンライン会議が多く取り入れられ、私たち近畿青年税理士連盟（以下、「連盟」）においてもオンライン会議を積極的に活用しコロナに適応してきた。オンライン会議は感染拡大防止の観点からだけではなく移動距離と時間の問題も解決し、コロナ禍でも近畿二府四県の6つの支部を繋ぐことができた。コロナが収束しても、利便性の観点からオンライン会議は利用され続けると予想されるが、ここにきてリアルとオンラインとで大きな差があることを痛感している。連盟会員同士の人間関係が希薄になりつつあり、私たちが掲げている理念に対する意識が薄れてきているように感じている。

私たち連盟は、「会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図る」という目的を追求するため、昭和40年に発足してから50年以上、志を同じくする近畿二府四県の6支部が集い、租税制度の改善と税理士制度の発展を目指してきた。しかし、コロナ禍でリアルに会えない状況が続く、各支部において青税離れとなっている会員が多く現れ、退会による会員数の減少が急加速しているのが現状である。ウィズコロナ・ポストコロナとして新しい社会への対応が求められる中、租税制度の改善と税理士制度の発展を目指し、研究・提言してきた私たち連盟を未来へ繋げていくためには、各支部が一心同体の団結で連盟活動をさらに発展させ、魅力ある組織であり続ける必要がある。

連盟活動に大きな影響を与えているのはコロナだけではない。税理士試験の受験者数の減少や官報合格までに相当の期間を要することもその一つである。税理士試験の受験資格要件の緩和が連盟活動の再生の追い風になればいいが、私たち連盟においても税理士の魅力を発信し続け、輝ける組織を目指さなければならない。今一度、連盟の存在意義を再確認し、各支部との連携を強固にするためにリアルを取り入れた活動を模索しながら、「親睦」と「研鑽」で各支部間を繋ぎ、連盟という大きな輪を再生したい。

以上を踏まえ、今年度は下記に重点を置き活動する。

- (1) 連盟組織の在り方を検討し、各支部の力が最大限に発揮できる環境を作る。
- (2) 今後あるべき税理士法改正及びその先にある法改正へ向けた意見集約を行う。

2. 活動施策

(1) 税理士制度・税制

日税連や近税会における税理士法改正に向けた動向を注視しながら、あるべき税理士制度について全国青年税理士連盟（以下、「全青税」）と協力して研究、意見集約を行う。

全青税の税制改正意見書の作成への意見集約及び令和4年度全国大会における研究発表に向け積極的に取り組む。

(2) 組織活動・組織運営

組織活動は基本的に各支部での活動に委ねるが、各支部で連盟企画の研修等をリアルに開催することを模索し、6支部の繋がりを強固にするよう努める。

近税会の証票伝達式については、オンラインでの開催に対応できるよう、早期に未入会者への入会促進、情報収集の手段を検討する。

(3) 広報活動

ホームページやFacebookを利用して活動報告等を随時行う。未入会者に向けて認定研修等の情報も掲載し、対外的な広報の手段としても活用する。

広報誌については定期的に発行し、連盟活動のみならず6支部間の活動報告の場として積極的に活用し、その内容の充実に努める。

(4) 全国青年税理士連盟における活動

次年度の全青税会長に連盟会員が就任する予定である。連盟一丸となって全面的に支援するため、理事会や全国大会へ積極的に参加するとともに、他の単位青税との交流を通じ知見を広げることで連盟活動に活かしながら、全青税活動の活性化にも繋げていく。

(5) 近畿税理士会への対応

理事会を参観して会務運営を把握し、近税会の役員さらには部員や委員として活躍する青税会員を通じて情報を収集し、その動向を注視する。

また、近税会執行部との懇談会を申し入れ、積極的に意見交換を行う。

II 各部事業方針

1. 総務部 部長：島津 有希（京都）

代表幹事を補佐し、その方針に基づき、幹事会及び会務の円滑な運営を行う。また、各支部と連盟、全青税と連盟との情報の伝達及び相互の意思疎通を図るため以下の事業を行う。

(1) 総務

- ① 総会、幹事会その他各種会議の企画、準備設営を行う。
- ② 各部、各支部事業の円滑な運営のための調整を行う。
- ③ 近税会その他各種団体との連絡協議を行う。
- ④ 大阪支部総務部長の協力を得て、事務局の管理運営を行う。
- ⑤ 文書の発受信及び管理を行う。
- ⑥ 近税会へ認定研修の届出・報告を行う。
- ⑦ 全青税理事会での審議内容、全青税で取り組んでいる事項などの情報及び各単位青税における活動状況など有益な情報を収集し、連盟に伝える。
- ⑧ 連盟における活動状況や情報を全青税に伝えるとともに、全青税に対する連盟としての主張や意見を的確に伝達する。
- ⑨ 組織部と協力し、各支部の情報交換を促進する。
- ⑩ 会員に対する弔事連絡及び対応を行う。
- ⑪ 必要に応じて支部長会を開催する。
- ⑫ 本会役員に就いている青税会員との懇談会を開催する。
- ⑬ 連盟幹事等対象のグループウェア（E-DESK）において、その管理運営を行う。
- ⑭ リアルとオンラインでの会議開催を模索し連盟活動への参加の入り口を広げる。

(2) 経理 担当：高垣 英紀（和歌山県）

- ① 令和4年度収支予算案及び収支計算書を作成する。
- ② 資金管理及び予算管理を適正に実施し、合理的運営を図る。

2. 制度部 部長：伊島 悠（京都）

2つの委員会を設置し、各委員会が行う事業を統括する。オンライン会議を活用した企画だけでなくリアルでの企画開催を模索し、必要に応じて意見発信等を検討する。

(1) 税制対策委員会 委員長：小西 伸幸（大阪）

税制を調査研究し、税制改正に関する意見書を取り纏め、近税会に提出する。

(2) 全青対策委員会 委員長：中村 和弘（京都）

全青税の法対策部と連携し、税理士制度に対する知識や情報を共有する。また、全青税研究発表のテーマ「社会の電子化と税務の共存」に沿って調査研究を行い、成果を発表する。

3. 組織部 部長：濱田 誠二（兵庫県）

全青税行事及び各支部における連盟との繋ぎ役として、また支部間の連携強化と会員拡大に繋げるために以下の活動を行う。

- ① 全青税全国大会に向けての積極的な動員を図る。
- ② 近税会の証票伝達式開催時には、会場周辺にて各支部の協力を得て連盟リーフレットや研修会の案内等を配布し、会員の勧誘活動を行う。
- ③ 税理士試験受験専門学校との連携強化を図り、会員拡大を推進する。
- ④ 各支部が行う研修等の情報収集や発信を通じて、連盟と各支部及び支部間の相互連携を図り、各支部及び連盟の組織発展及び充実を図る。
- ⑤ 会員相互の交流を図るために、ゴルフコンペを実施する。

4. 広報部 部長：松岡 楓（滋賀県）

連盟活動及び税理士業務に関する情報等を会員に対して広報し、会員外に対しては会員拡大に繋がる広報を行うため以下の事業を行う。

- ① 広報誌「近畿青税」を最大4回発行する。
- ② 連盟ホームページを積極的に活用し、対外的に連盟活動を発信する。さらに、Facebook等のSNSを活用し主に会員へ向けて連盟活動の報告や周知に繋げる。
- ③ 各支部の認定研修情報を連盟内で共有することで、6支部間の組織連携に努める。

5. 小規模支部管理運営委員会 委員長：藤原 功子（兵庫県）

会員の管理や発送業務等、小規模支部の円滑な会務運営を援助し、連盟活動に関する連絡・報告を随時行い、相互の意思疎通を図る。

6. 連盟組織検討委員会 委員長：伊庭 健裕（京都）

連盟活動を次世代へ繋ぐために、6支部間における連盟の役割を見直し、組織運営方法や具体的な活動内容を見直し、組織改革に向けた検討を行い具体化する。

また、会員名簿を作成しホームページ上へ掲載するとともに、会員の利便性向上に向けて改善の必要がある場合には速やかに対応する。

7. 全国大会準備委員会 委員長：笹田 淳（大阪）

近畿で開催される全青税の2023年全国大会を成功させるための準備を行う。

Ⅲ 令和4年度 一般会計 収支予算案

自 令和4年5月1日

至 令和5年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 会 費	17,172,000	大阪支部 18,000 × 190人= 3,420,000 京都支部 18,000 × 349人= 6,282,000 兵庫県支部 18,000 × 187人= 3,366,000 和歌山県支部 18,000 × 71人= 1,278,000 奈良県支部 18,000 × 38人= 684,000 滋賀県支部 18,000 × 119人= 2,142,000 計 18,000 × 954人= 17,172,000
II. 雑 収 入	530,000	大阪支部事務局使用料 480,000 大阪支部コピー使用料 20,000 その他 30,000
繰 越 剰 余 金	11,372,954	
合 計	29,074,954	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
I. 支 部 交 付 金	6,324,000	各支部交付金 6,000 × 954人= 5,724,000 定額交付金 100,000 × 6支部= 600,000
II. 事 業 活 動 費	9,250,000	
(1) 総 務 部 費	6,350,000	
① 事 務 局 運 営 費	1,350,000	
② 総 会 費	1,100,000	
③ 通 信 費	180,000	
④ 消 耗 品 費	110,000	
⑤ 会 議 費	250,000	
⑥ 全 青 税 対 策 費	3,000,000	
⑦ 雑 費	360,000	
(2) 制 度 部 費	500,000	
(3) 組 織 部 費	500,000	
(4) 広 報 部 費	900,000	
(5) 連 盟 組 織 検 討 委 員 会 費	600,000	
(6) 小 規 模 支 部 管 理 運 営 委 員 会 費	100,000	
(7) 全 国 大 会 準 備 委 員 会	300,000	
III. 全 青 税 分 担 金	4,588,800	6,400 × 717 人 = 4,588,800
IV. 予 備 費	8,912,154	
合 計	29,074,954	

注) 各事項の相互流用は、幹事会の承認により行うことができる。

令和4年度 事務局特別会計 収支予算案

自 令和4年5月1日

至 令和5年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	453,383	
合 計	453,383	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
合 計	0	

令和4年度 税理士制度改善特別会計 収支予算案

自 令和4年5月1日

至 令和5年4月30日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
繰 越 剰 余 金	2,526,168	
合 計	2,526,168	

(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
合 計	0	

令和4年6月4日

近畿青年税理士連盟

代表幹事 野 村 政 史

第4号議案 全国青年税理士連盟副会長、理事及び 会計監事候補者選任の件

次の役員候補者を推薦する。

副会長 山田 暁久

理事 阿乗 栄美 上田 寛実 清本 敏弘 小西 伸幸
笹田 淳 富川 和將 室田 昌克 安田 浩二
山西 賢宏 吉竹 慶次 吉村 景浩
(以上大阪支部・11名)

東 紘太郎 伊島 悠 伊庭 健裕 大橋 裕幸
片岡 卓也 川野 智也 島津 有希 多胡勘九郎
中村 和弘 原 謙介 廣瀬 翼 水野朝太郎
(以上京都支部・12名)

竹代 慶吾 立花 義通 辻田 学 濱田 誠二
東田 慶国 平田 亮 藤原 功子 松藤 健一
毛利 進士
(以上兵庫県支部・9名)

山本 和生
(以上和歌山県支部・1名)

西村 純史
(以上滋賀県支部・1名)

会計監事 和田 泰裕

資 料 編



令和3年10月20日

近 畿 税 理 士 会
会 長 杉 田 宗 久 殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事 藤原功子
大阪市中央区船越町1-1-1
大手前ハウス202号室



税理士試験制度についての意見書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和3年6月23日に日本税理士会連合会において「税理士法に関する改正要望書」が機関決定されました。本要望書においては、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するために、受験資格要件の見直しとして会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなどの方向性が示されています。

しかしながら、当連盟では、今後の税理士業界の発展のためには、多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するための施策としての受験資格要件の在り方を検討するだけでなく、税理士試験における試験科目の在り方や採点基準、更には税理士試験合格後の登録時研修についても抜本的改革が必要であると考え議論を重ねました。その検討結果を取り纏めましたので、ここに意見書を提出いたします。

1. 受験資格要件について

【意見】

- ・ 受験資格要件を撤廃すべきである。

【理由】

令和3年6月23日に日本税理士会連合会において機関決定された、「税理士法に関する改正要望書」において、「多様な人材の確保と受験者数の減少に対処するため、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要とするなど、要件を緩和すべき」と受験資格要件

の見直しについて記載されている。

会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要としているのは、会計学に属する科目を入り口として税理士試験を受験するケースが多いためであり、この改正案は、税理士を目指す大学生にとっては、早期受験が可能になるので、受験者数の増加につながると推測される。しかしながら、会計学に属する科目に限り受験資格要件を不要にして、受験者数増加の効果が見込めるのは、主に早期に税理士試験を受験したい大学生のみであって、例えば、理系学部の卒業者、専門学校卒業者、高卒者は税法科目を受験するときに、受験資格要件の制限を受けることになり、社会に出た後に税理士を目指そうとする者の可能性を広げるには不十分である。

職歴や学歴など、それぞれが歩んできた経歴の数が多ければ多いほど、多様な人材を確保できると考えられる。よって、多様な人材を確保するために、受験資格要件を撤廃し、広く門戸を開くべきである。

その結果、多様な人材が税理士になることにより、例えば、デジタルに強い税理士、各種業界に精通した税理士など、納税者や税理士を目指す者に対して、税理士の魅力をさらに発信できるものではないかと考える。

2. 試験科目について

【意見】

- ・ 税法科目については、賦課課税方式である科目等を除き、申告納税方式の科目である所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の4科目のうちから3科目選択制にすべきである。
- ・ 簿記論と財務諸表論を統合し、会計科目を一つにすべきである。

【理由】

税理士試験は、税理士となるために必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものである。

よって、税理士の使命が、「申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ること」であることから、賦課課税方式である住民税、事業税、固定資産税（法人住民税、法人事業税については申告納税方式）は試験科目から除くことが望ましい。また、酒税法は申告件数が限られていること、国税徴収法は、主に課税当局の徴収手続について定めた税目であり、税理士としての能力を測るための試験科目としては不適切と考えられるため、これらの税目も削除することが望ましい。

また、税理士の業務を行っていく上では、申告納税方式の科目である、所得税法、法人

税法、相続税法、消費税法に關与することが多いことから、税法科目は、申告納税方式の科目である所得税法、法人税法、相続税法、消費税法の4科目のうちから3科目選択制にして、税理士として必要な能力を確保すべきである。

なお、税理士の財務諸表論の計算項目については、簿記論の試験内容で補うことができるため、受験者の負担軽減の観点から、簿記論と財務諸表論を統合し、会計科目を一つにするべきである。

3. 採点基準について

【意見】

- ・ 試験実施後、採点及び配点の基準を公表すべきである。

【理由】

税理士試験の科目合格基準は、満点の60パーセントとするとされているが、採点基準や模範解答は存在しない。他士業の国家試験が細かな採点基準まで公表している状況と比べると、税理士試験は採点及び配点の基準が不明瞭であり、可否を含め受験者に対して十分な情報公開がなされているとは言えない。

このような状況は、税理士試験受験者に対して試験制度への信頼性を損なわせている。よって、透明性・信頼性のある試験制度を構築するために、試験実施後に採点及び配点の基準を公表すべきである。

4. 試験制度改革後の登録時研修について

【意見】

- ・ 登録時研修を実施する時期を、税理士登録の前とし、研修後のレポート提出又は試験合格をもって、税理士登録ができる仕組みを構築すべきである。
- ・ 登録時研修の内容は、税理士制度、行政法、国税通則法、民法、会社法など実務を行う上で必須とされる試験科目以外の周辺知識に加えて、より実務に即した内容の研修を行うべきである。

【理由】

登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内に実施されるが、その受講が義務化されているにも関わらず罰則等が無いことから一定数の未受講者が存在しており、登録時研修の効果が十分に機能していると言えない状況である。

そのため、登録時研修を実施する時期としては、現在のような税理士登録後ではなく、税理士登録の前にすべきである。

また、現状の登録時研修は、講義形式の研修のみであり、税理士の業務の改善進歩と能力の向上の確認が取れているかどうか分からない現状であるため、受講後にレポートの提出又は習熟度を確認するための試験を行って、レポート提出者又は試験合格者のみが税理士登録できる仕組みを構築し、登録時研修を税理士としての実務能力検証の場とすべきである。

なお、登録時研修の内容については、試験科目にない税目等や税理士制度、行政法、国税通則法、民法、会社法など実務を行う上で必須とされる試験科目以外の周辺知識の提供だけでなく、実務に即した内容の研修、例えば、税法を横断的に学ぶことができる研修とすべきである。

認定研修開催実績

自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
令和3年5月15日	「新たな着眼点を鍛えるカードゲーム」「上場企業と中小企業の税務の差異について」「租税教室について」		租税法、会計	13:40～17:00	3:00
滋賀県支部	松岡 楓 氏 / 高田 雅敏 氏 / 酒屋 就一 氏	19人	楽修院 C教室		
令和3年6月12日	青税と税理士法改正		税理士法	12:30～15:00	2:00
兵庫県支部	坂井 昭彦 氏	31人	ホテルサンルートソプラ神戸		
令和3年6月14日	オーナー貸付金・借入金の消去に関する税務		税法	18:30～21:00	2:30
大阪支部	伊藤 俊一 氏	84人	連盟事務局及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年6月19日	「京青税版テレワークの指針書について」「税理士制度における今後の事務所の在り方」		法律、経済、経営	13:30～15:30	2:00
京都支部	近畿税理士会役員、京青税会員	39人	ウェブ会議システム Zoom		
令和3年6月26日	税理士制度とICT化		税法	13:00～15:30	2:30
大阪支部	坂井 昭彦 氏	39人	大成閣及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年7月17日	「事務所経営あれこれディスカッション」「税務調査事例研究」		法律、経済、経営	13:50～17:00	3:00
滋賀県支部	山本 忠晃 氏 / 佐川 雅也 氏	21人	大津市役所みらいまちづくり部 旧公会堂 多目的室		
令和3年7月26日	高収益体質の士業事務所経営とコンサルティング契約の取り方		法律、経済、経営	18:30～21:00	2:30
大阪支部	一般社団法人 日本経営心理士協会 代表理事 藤田 耕司 氏	31人	連盟事務局及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年8月5日	「民法の契約について」（改正民法も含む）売買契約		法律、経済、経営	18:00～20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	6人	楽修院 C教室		
令和3年8月21日	「ニッチな税理士業務」「事業再構築補助金の採択のポイント解説」		法律、経済、経営	13:50～17:00	3:00
滋賀県支部	山口 博之 氏 / 渡部 浩和 氏	20人	草津商工会議所 会議室 セミナールーム		
令和3年8月27日	顧問先を倒産させないためのアフターコロナにおける資金調達術～あらゆる資金調達法を整理する！融資、補助金からリスクまで		法律、経済、経営	18:30～21:00	2:30
大阪支部	株式会社MBSコンサルティング 吉田 学 氏	51人	連盟事務局及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年8月28日	会計事務所のためのChatwork活用術		法律、経済、経営	14:30～16:30	2:00
兵庫県支部	三宅 伸 氏	14人	神戸市産業振興センター及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年9月9日	「民法の契約について」（改正民法も含む）契約の解除		法律、経済、経営	18:00～20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	9人	楽修院 C教室		
令和3年9月15日	節税商品のトレンドと税務上の疑義ある点		税法	18:30～21:00	2:30
大阪支部	伊藤 俊一 氏	75人	連盟事務局及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年9月18日	「巡回監査」「楽楽清算」		法律、経済、経営	13:50～17:00	3:00
滋賀県支部	鈴木 智博 氏 / 憐ラクス	20人	草津商工会議所 会議室 セミナールーム		
令和3年9月24日	日本型インボイス制度の留意点～ついに始まる登録申請書の受付～		税法	18:30～21:00	2:30
大阪支部	金井 恵美子 氏	95人	連盟事務局及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年9月25日	「近畿税理士会の在り方とその役割」「税理士制度と京青税の歴史を学ぼう！」		税理士法	13:30～15:30	2:00
京都支部	近畿税理士会役員、京青税会員	42人	京都ブライトンホテル1階雲の間及びウェブ会議システム Zoom		
令和3年10月14日	「民法の契約について」（改正民法も含む）金銭消費貸借契約		法律、経済、経営	18:00～20:00	2:00

認定研修開催実績

自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	9人	楽修院 C教室		
令和3年10月16日	「インボイス制度の概要と諸論点」「相続税のよもやま話」		税法	13:50 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	深尾 悟史 氏 / 藤居 一彦 氏	20人	セミナー & カルチャーセンター Rinko臨湖 第3会議室		
令和3年10月19日	取引相場のない株式評価の実務的適用方法の検証 ~相続・贈与、それ以外の場面での評価方法~		税法	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	木下 勇人 氏	93人	連盟事務局及びウェブ会議システム Z o o m		
令和3年10月23日	AI時代におけるひとり税理士の仕事術		法律、 経済、 経営	14:00 ~ 16:00	2:00
兵庫県支部	井ノ上 陽一 氏	25人	ウェブ会議システムZ o o m		
令和3年11月4日	質問応答記録書の実務		税法	18:00 ~ 19:30	1:30
和歌山県支部	富川 和将 氏	13人	ウェブ会議システムZ o o m		
令和3年11月11日	「民法の契約について」(改正民法も含む) 賃貸借契約		法律、 経済、 経営	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	7人	楽修院 C教室		
令和3年11月19日	あなたにとってのキャリアパス		法律、 経済、 経営	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	京青税会員	28人	京都税理士会館301号室及びウェブ 会議システムZ o o m		
令和3年11月20日	電子帳簿保存法改正の概要と顧問先への電子化アドバイスのポイント		法律、 経済、 経営	14:00 ~ 16:00	2:00
兵庫県支部	袖山 喜久造 氏	36人	ウェブ会議システムZ o o m		
令和3年11月22日	売上のメカニズム~人を動かす脳の法則~		法律、 経済、 経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	加茂川 健司 氏	48人	連盟事務局及びウェブ会議システム Z o o m		
令和3年12月3日	成功事務所に学ぶ「会計事務所経営のノウハウ」~地域NO.1会計事務所の成功の秘訣~		法律、 経済、 経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	黒川 明 氏	34人	連盟事務局及びウェブ会議システム Z o o m		
令和3年12月4日	「税理士試験制度の在り方」についての検討		税理士法	16:15 ~ 17:45	1:30
京都支部	立命館大学 望月 爾 氏 / 立命館大学 安井 栄二 氏 / 京青税会員	39人	ウェスティン都ホテル京都瑞穂の間及 びウェブ会議システムZ o o m		
令和3年12月9日	「民法の契約について」(改正民法も含む) 所有権に基づく不動産明け渡し請求		法律、 経済、 経営	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	8人	楽修院 C教室		
令和3年12月18日	日本国憲法と租税教育 ~今だからこそ考える税理士の使命とは		租税法、 会計	13:30 ~ 16:30	3:00
大阪支部	富村 将之 氏	26人	大成園及びウェブ会議システムZ o o m		
令和3年12月18日	「改正電子帳簿保存法の解説」「税理士法と最近の税務事例」		税理士法	13:50 ~ 17:00	3:00
滋賀県支部	北川 翔 氏 / 畠山 譲治 氏	21人	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流セン ター2F 中小会議室203会議室		
令和3年12月21日	「税理士試験制度の在り方」についての検討		税理士法	18:30 ~ 20:30	2:00
京都支部	近畿税理士青年連盟 会員	12人	京都税理士協同組合201号室及び ウェブ会議システムZ o o m		
令和4年1月11日	電子帳簿保存法を見据えた契約		法律、 経済、 経営	18:30 ~ 21:00	2:30
大阪支部	弁護士 三津谷 周平 氏	43人	連盟事務局及びウェブ会議システム Z o o m		
令和4年1月13日	電子帳簿保存法、消費税インボイス制度		税法	18:00 ~ 19:30	1:30
和歌山県支部	島 紀郎 氏 / 中尾 誠仁 氏	11人	和歌山県税理士会館会議室及びウェブ 会議システムZ o o m		

認定研修開催実績

自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日

開催年月日	研修のテーマ及び研修概要		研修科目	開催時間	受講時間
開催支部	講師名	受講人数	開催場所		
令和4年1月13日	「民法の契約について」(改正民法も含む)まとめ		法律、経済、経営	18:00 ~ 20:00	2:00
滋賀県支部	弁護士 原 浩崇 氏	5人	楽修院 C教室		
令和4年1月22日	ひとり税理士のIT仕事術2022		法律、経済、経営	15:00 ~ 17:00	2:00
滋賀県支部	井ノ上 陽一 氏	29人	ホテルポストプラザ草津 3F リンカーンルーム		
令和4年1月25日	ディベート報告座談会		法律、経済、経営	18:30 ~ 20:00	1:30
京都支部	京青税会員	17人	京都税理士会館201号室及びウェブ会議システムZ o o m		
令和4年1月29日	令和4年度税制改正大綱～税制改正の流れを読む～		税法	14:00 ~ 17:00	3:00
大阪支部	植田 卓 氏	80人	ホテル日航大阪及びウェブ会議システムZ o o m		
令和4年1月29日	税理士のためのSNSを活用した情報発信&ブランディング術		法律、経済、経営	14:30 ~ 16:30	2:00
兵庫県支部	田淵 宏明 氏	30人	北野クラブ s o l a		
令和4年1月29日	吉野家流逆境の乗り越え方～未来への新たなる一歩～		法律、経済、経営	15:45 ~ 17:30	1:30
京都支部	株式会社吉野家ホールディングス会長 安部 修仁 氏	24人	ザ・リッツ・カールトン京都及びウェブ会議システムZ o o m		
令和4年4月9日	真に国民のための税理士制度であるためには		税理士法	13:30 ~ 15:30	2:00
連盟制度部	田中 治 氏	36人	TKPガーデンシティ新大阪及びウェブ会議システムZ o o m		

近畿青年税理士連盟規約

(2022年5月1日改正)

(名称)

第1条 本会は、近畿青年税理士連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員によって組織する。

一、正会員

税理士または税理士となる資格を有する者で、当該事業年度開始の日において満45歳以下の者。

二、特別会員

税理士または税理士となる資格を有する者で、当該事業年度開始の日において満45歳を超える者。

(入会)

第4条 本会に入会しようとする者は、所属すべき支部を経由して、幹事会の承認を受けるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

一、代表幹事

本会を代表し、会務を統括し、幹事会の決議に基づいて会務を執行する。

二、副代表幹事

代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、互選によってその職務を代行する。

三、幹事

幹事会の決議に基づき、会務を分掌し執行する。

四、会計監事

会計を監査し、六月定時総会に報告する。

(代表幹事の選任)

第6条 次期代表幹事は、次の各号のいずれかに該当する者から四月定時総会において1名を選任する。

一、会員のうち、当該事業年度開始の日において満50歳以下の者

二、会員のうち、当該事業年度開始の日において入会后5年未満の者

2. 選任方法は、代表幹事候補者推薦規則で定める。

(副代表幹事の選任)

第7条 次期副代表幹事は、次期幹事の中から、四月定時総会において若干名を選任する。

(幹事の選任)

第8条 次期幹事は、次の各号に該当する者の中から、四月定時総会に於いて選任する。

一、次期正会員

二、次期特別会員のうち、所属する支部から特に推薦のあった者。

2. 第6条によって次期代表幹事になった者は、前項の規定にかかわらず次期幹事になる。

(会計監事の選任)

第9条 次期会計監事は、次の各号に該当する者の中から、四月定時総会において各支部につき1名ずつ選任する。

- 一、次期正会員
- 二、次期特別会員のうち、所属する支部から特に推薦のあった者。

(特別会員の選挙権および議決権の制限)

第10条 特別会員は、総会において、役員選挙権および役員選任その他の人事に関する議決権を有しない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、六月定時総会が終結した時から、翌年の六月定時総会が終結する時までとする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第12条 定時総会は、原則として毎年四月および六月に代表幹事が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号に定める事由が生じたときに、代表幹事が招集する。

- 一、代表幹事が必要と認めるとき。
 - 二、会員の10分の1以上の者が、会議の目的とする事項を示して、代表幹事に総会の開催を請求したとき。
3. 総会の議案は、あらかじめ会員に通知する。

(総会において決定すべき事項)

第13条 四月定時総会は、次の事項を決定する。

- 一、次期役員選任に関する事項
- 二、幹事会において必要と認められた事項

2. 六月定時総会は、次の事項を決定する。

- 一、事業報告、収支計算書、財産目録および剰余金処分案の承認
- 二、事業計画案および収支予算案の承認
- 三、この規約において総会の決議または承認を要することとされている事項
- 四、幹事会において必要と認められた事項
- 五、総会において緊急を要するとされた事項

(幹事会)

第14条 幹事会は、代表幹事が招集し、会務の執行に関する事項を決定する。

2. 幹事の3分の1の者が、会議の目的とする事項を示して、代表幹事に幹事会の開催を請求したときは、遅滞なく招集するものとする。
3. 会議の目的とする事項は、あらかじめ幹事に通知するものとする。

(決議)

第15条 総会の決議は、別段の定めがあるものを除き、出席会員の過半数によって決する。委任状による決議は認めない。

2. 幹事会の決議は、出席幹事の過半数によって決する。委任状による決議は認めない。
3. 前2項において賛否同数の場合は、議長が決する。

(部、委員会の設置)

第16条 経常的な事業活動を行うため、六月総会における事業計画案の承認を経て、必要な部を設置する。

2. 第2条に定める目的のために、幹事会の決議に基づき、必要に応じて委員会を設置することができる。

(支部の設置)

第17条 地域に密着した事業活動を行うため、次の支部を設ける。

- 一、大阪支部

- 二、京都支部
- 三、兵庫県支部
- 四、和歌山県支部
- 五、奈良県支部
- 六、滋賀県支部

(小規模支部管理運営委員会の設置)

第 17 条の 2 事業年度開始の日における正会員数が 10 名未満の支部から申し出があった場合、幹事会の決議により小規模支部管理運営委員会を設置することができる。

- 2. 小規模支部管理運営委員会は前項に規定する支部の本会の活動に関する管理、連絡を行う。

(支部運営費)

第 18 条 支部には、次の各号に定める金額の合計額を、年間の支部運営費として交付する。

- 一、事業年度開始の時に在籍する会員数に 6,000 円を乗じた金額
- 二、100,000 円

- 2. 前項の会員数には、第 20 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づいて会費の全額を免除した者は含めない。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(会 費)

第 20 条 本会の会費は年額 18,000 円とする。ただし、事業年度中に入会した会員については無料とする。

- 2. 事業年度中に退会した場合も、退会後の期間に相当する会費は免除しない。
- 3. 会員が 5 月 1 日から 10 月末までに死亡した場合においては、前項の規定にかかわらず、次の金額を免除する。
 - 一、5 月 1 日から 7 月末までに死亡した会員 全 額
 - 二、8 月 1 日から 10 月末までに死亡した会員 9,000 円
- 4. 病気療養等のやむを得ない事由を有する会員は、幹事会の承認に基づいて、会費の全部または一部の免除を受けることができる。

(退 会)

第 21 条 本会を退会しようとする者は、その旨を記載した退会届を、所属する支部を経由して、届け出るものとする。

(退会 勧告)

第 22 条 本会は、次の各号に該当する会員について、幹事会の決議に基づき、所属する支部を通じて、退会を勧告することができる。

- 一、会費の滞納が 2 年を超える者
- 二、会員として品位を失墜させる行為を行った者

- 2. 退会の勧告を受けた者が、2 月以内に何らかの意志表示をしなかった場合は、勧告を受けた時に退会したものとみなす。

(規約等の改正)

第 23 条 本会の規約および規則の改正に関する事項は、総会の決議による。

(事 務 局)

第 24 条 本会の事務局は、大阪市に置く。

(附 則)

- 1. この改正規約は 2022 年 5 月 1 日から施行する。

代表幹事候補者推薦規則

(2012年4月14日改正)

(適用)

第1条 この規則は連盟規約第6条第2項の規定によりこれを定める。

(代表幹事推薦委員会の設置)

第2条 四月定時総会に代表幹事候補者1名を推薦するため、代表幹事推薦委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(委員会の構成)

第3条 各支部より各1名及び直前3期の代表幹事をもって代表幹事推薦委員(以下「委員」という)とし、委員会を構成する。

2. 委員は毎年代表幹事が会員の中から委嘱する。
3. 委員は、就任後速やかに委員長を互選しなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から四月定時総会終了の時までとする。

(代表幹事の推薦)

第5条 代表幹事立候補者は、委員会に届け出なければならない。

2. 委員会は、代表幹事候補者を推薦する。
3. 委員長は2項により代表幹事候補者を推薦する場合には、速やかに代表幹事に候補者名・所属支部名を通知しなければならない。

(代表幹事の選任)

第6条 代表幹事候補者は四月定時総会における承認をもって次期代表幹事として選任される。

(施行に関する事項)

第7条 この規則に定めのない事項は、委員会の定めるところによる。

(規則改正)

第8条 本規則の改正に関する事項は総会の決するところによる。

(附 則)

この規則は、2012年4月14日から施行する。

近畿青年税理士連盟慶弔規程

(2005年4月9日改正)

第1条 本会の弔事に関する取り扱いは、この規程に定めるところによる。

第2条 会員が死亡したときは、香典1万円および襷または供花を贈る。

2. 会員の配偶者または一親等の血族が死亡したときは、襷または供花を贈る。

3. 会員が死亡したときは、代表幹事または副代表幹事もしくはその代理が参葬する。
また、参葬にかえ弔電等を贈ることができる。

(附 則)

1. 会員の弔事の連絡はその事実を知った者が、会員所属の支部総務部長に連絡し、支部総務部長は連盟総務部長に連絡するものとする。

2. 連盟総務部長は、会員所属支部以外の総務部長に連絡するものとする。

事務局管理運営規則

(2007年4月7日改正)

(目 的)

第1条 この規則は、本会の事務局の管理運営に関して必要な事項を定める。

(管 理)

第2条 事務局の管理責任者は、代表幹事とする。この管理事務は、大阪支部の総務部長が担当し、事務局管理のための管理簿を作成し、常にこれを整備しなければならない。

第2項 家賃及びそれに付随する支出について、保証人に金銭的な負担が生じた場合には、幹事会の承認を経てその負担を本会及び大阪支部の負担とする。

(使用資格)

第3条 事務局を使用できる者は、本会の正会員及び特別会員とする。本会の会員以外の者が使用する際には、幹事会の承認を要する。

(使用方法)

第4条 事務局使用の際は、使用者のうち使用責任者を選び、予め大阪支部総務部長の定める方法により事務局使用を申し込まなければならない。

(施 錠)

第5条 事務局の鍵については、代表幹事、各部長、各支部長及び大阪支部総務部長に所有するものとし、任期終了の際は、速やかに本会に返さなければならない。

(管 理 簿)

第6条 事務局使用管理者は、事務局管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

(郵 便 物)

第7条 事務局宛の郵便物は、大阪支部総務部長がこれを管理する。

(資 料 等)

第8条 事務局内資料等は、大阪支部総務部長が管理する。但し、毎年7月本会の役員で資料等の整理をしなければならない。

(備 品)

第9条 事務局内備品は、大阪支部総務部長が管理する。

(防火、防災)

第10条 防火、防災は、使用責任者が責任を負う。

(ゴ ミ 等)

第11条 事務局使用の際のゴミ等は、使用責任者が、必ず退室時に処分しなければならない。

(運営の詳細等)

第12条 事務局運営の詳細及びこの規則に定めのない事項は、幹事会の議決又は入居施設の使用細則による。

(附 則)

1. この規則は2007年4月7日から施行する。



近畿青年税理士連盟

〒540-0036 大阪府中央区船越町1丁目1番11号
大手前ハウス202号室
TEL.(06)6809-2734
FAX.(06)6809-2735